

# 『本市の空き家対策に関する提言』

(建設水道常任委員会)

## 1 調査の目的

建設水道常任委員会においては、人口減少や既存の住宅の老朽化などに伴い、今後も増加傾向にある空き家について、所有者の管理が適切に行われなかったことによる安全性の低下や、景観の阻害、周辺住民の生活環境への影響など様々な問題が発生していることから、「本市の空き家対策」について調査を行った。

## 2 市に対する提言

### 1. 空き家に関する総合相談窓口体制の強化について

- (1) 平成 30 年 1 月に発足した「福島市における空き家等対策に関する連携協定」は、各団体がどのような役割を担い、またどのように連携して取り組むかについて明確となっていないことから、連携協定における各連携団体の役割について速やかに明確にすべきである。
- (2) 連携協定が空き家問題解決の受け皿として有効に機能するよう、本市が連携協定における体制において、主導的な役割を担い、本市の空き家に関する総合相談窓口体制を強化すべきである。

### 2. 空き家の管理状況に合わせた対策について

- (1) 「適切に管理されていない空き家等」の対策については、近隣住民の不安感がより大きいものであることから、管理不全状態の長期化により特定空き家となることを防ぐため、行政が中心となって取り組む体制を整えるべきである。
- (2) 「適切に管理されている空き家等」については、中古住宅市場での賃貸、売買が活性化するように、エリア分けによりモデル地区を選定するなど、市民の意見を聞きながら地域の特性に応じた対策について検討すべきである。

### **3. 空き家等の流通、有効活用のための人材育成について**

- (1) 流通促進及び有効活用のための施策については、空き家バンクの創設のみに留まらず、空き家活用の担い手の育成など、人材を育成するための実践的な対策に重きを置いて事業に取り組むべきである。

### **4. 空き家対策のための総合的な補助制度の導入について**

- (1) 「危険な空き家の解体」や「空き家活用のための改修」等に対する本市独自の総合的な補助制度について、市民のニーズを把握しながらその導入について調査検討を進めるべきである。

### **5. 空き家の予防や適正管理のための市民への意識啓発について**

- (1) 空き家の所有者だけでなく、市民一人一人の空き家に対する問題意識の向上を図るため、市民に対する意識啓発について重点的に取り組むべきである。
- (2) 市民一人一人が空き家問題に関心を持てるよう、通常の業務における情報提供の工夫や意識啓発のための新たな事業について、早急に検討すべきである。